

いりょう
【医療】

Q1 両親が親族訪問のための3か月の短期滞在資格で訪日しています。

両親は、私の扶養家族として健康保険に入れますか。

A1 短期滞在中に子供の扶養家族になって健康保険を使う事は出来ません。

日本への入国までに旅行保険に加入するのが一般的です。

Q2 医療費が高額になった時に使える制度はありますか。

A2 高額医療費制度があります。医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月

(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度

です。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。

外国人向け多言語説明(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語)

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/sets_umei-ml.html

Q3 病院で医療通訳をお願いしたいです。

A3 医療通訳を利用できる医療機関があります。(ポルトガル語、スペイン語、ベトナム

語、英語、北京語、台湾語、フィリピン語)

医療 | [公式サイト](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/sets_umei-ml.html) | [公益財団法人 三重県国際交流財団\(MIEF\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/sets_umei-ml.html)